

異常なアメリカペッタリ

も教育勅語復活・銃剣道NO

消費税導入28年 8%に増税3年
5%に戻せばどうなる

シリアが反体制派との内乱で化学兵器を使用したことに対する国際社会が国連を中心に様々な努力を行っている時にアメリカのトランプ大統領は国連決議もないまま突然、シリアにミサイル攻撃を行いました。このようなことは事態をますます悪化させ紛争が拡大することはイラク戦争を一方的に行った後の結果を見れば明らかです。

安倍内閣はこのような無謀な攻撃を支持することをいち早く表明しました。

今後、中東や北朝鮮で様々な問題が発生することが予測されますが無責任ではないでしょうか。



中心に話し合いで解決する事が一番大切です。アメリカの無謀な攻撃に対して反撃やテロ行為が日本へも波及する心配があります。

何でもアメリカの言いなり一邊倒では平和も生活も守れません。

戦争への道 共謀罪反対

自民・公明はオリンピックのテロ対策を口実に国民の自由を壊す共謀罪を国会に提出しました。

この法律は話し合いをしただけでも逮捕出来るどんでもない法律で戦前の治安維持法と変わりません。

一般の人には関係ない」と戦前の治安維持法制定の時も云われてきました

森友学園問題で問題になった「教育勅語」を幼児に暗唱させている実態を擁護しています。教育勅語とは明治天皇が国民（臣民）に命じた文章で父母に孝行・夫婦仲良く等と云いながら扶翼すべし」と緊急事態が起これば天皇のために命を捧げ皇室を守ることを求めたものです。

これを「道徳」の教材として使つても良いという安倍政権です。自衛隊で訓練している危険な銃剣道も学校で教えても良いなどと異常な政権です。

裏面の明治憲法をご覧ください。

天皇が全権を持ち国民（臣民）の命まで捧げさせることや、徴兵制度、戒厳令など天皇が国のすべてを支配する

安倍内閣は憲法を変えて「緊急事態条項」として内閣が独裁出来ることを狙っています。まさに明治・大正の時代への歴史の逆転です。

が、京都が生んだ山本宣治代議士が命がけで反対した歴史を忘れてはなりません。

メールやライン、電話盗聴で「安倍内閣はおかしい、戦争は絶対いや」と言つただけで捜査機関が動き逮捕出来る法律は絶対許してはなりません。

戦前、創価学会の牧口常三郎初代会長が「治安維持法」で逮捕され獄死した事実を公明党は忘れたのでしょうか。

消費税が導入され4月1日で丸28年たちました。さらに、8%に引き上げられ3年たちました。大企業は空前の儲けを上げ、富裕層と国民との格差は開くばかりです。

森卓こと森永卓郎さんが「消費税を引き下げて景気低迷から脱出するのだ」と云う本を出版されています。

本の中でも国民や中小業者が消費税で苦しむかで、消費税を1円も払わない富裕層を厳しく指摘しています。例えば超豪級ホテルに宿泊したりゴルフをしても、そこでかかった費用は会社の経費で支払い、掛けられた消費税は会社の仕入れ税額で控除することにより結果として負担無し。そのような手段を持たない一般国民だけが税金にあえいでいる」と云います。

8%にしたから景気が落ち込んだのだから5%に戻し法人税は元の50%に戻せば12兆4千万円の税収が確保、大企業の研究開発減税を止めれば2兆円、タックスヘイブンでごまかしている金融資産に適正課税で3兆円などで、国民生活を暖めれば消費拡大で景気回復できる。



4月19日は戦争法が強行採決された一昨年9月19日から1年7ヶ月目です。午後6時30分より市役所前で集会とパレードが行われます。一緒に参加しましょう。

洛西平和ネット

あなたも憲法9条守る運動に参加してください。

発行 2017年4月16日
事務局 tel・fax075-874-4876

明治憲法と教育勅語 戦前は天皇主権の国日本。 現在は 国家の私物化進める安倍晋三

大日本帝国憲法

1890年（明治23）年11月29日施行

第1章 天皇

第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第4条 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リテ行フ

第5条 天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

第6条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第7条 天皇ハ帝国議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス

第8条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

2 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出スヘシ若議会ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第9条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス

第10条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

第11条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第12条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第13条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

第14条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

2 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第15条 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ榮典ヲ授与ス

第16条 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第17条 摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

2 摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第20条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

教育勅語の全文通釈

1890年（明治23年）10月31日公表

（戦時下における教育勅語の標準的な口語訳として、文部省図書局の「教育に関する勅語の全文通釈」）

朕がおもふに、我が御祖先の方々が国をお肇めになつたことは極めて廣遠であり、徳をお立てになつたことは極めて深く厚くあらせられ、又、我が臣民はよく忠にはげみよく孝をつくし、國中のすべての者が皆心を一にして代々美風をつくりあげて來た。これは我が國柄の精髓であつて、教育の基づくところもまた實にこゝにある。汝臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹仲よくし、夫婦互に睦び合ひ、朋友互に信義を以て交り、へりくだつて氣隨氣儘の振舞をせず、人々に対して慈愛を及すやうにし、學問を修め業務を習つて知識才能を養ひ、善良有為の人物となり、進んで公共の利益を広め世のためになる仕事をおこし、常に皇室典範並びに憲法を始め諸々の法令を尊重遵守し、万一危急の事が起つたならば、大義に基づいて勇氣をふるひ一身を捧げて皇室國家の為につくせ。かくして神勅のまにまに天地と共に窮りなき宝祚（あまつひつぎ）の御榮をたすけ奉れ。かやうにすることは、たゞに朕に対して忠良な臣民であるばかりでなく、それがとりもなほさず、汝らの祖先ののこした美風をはつきりあらはすことになる。

こゝに示した道は、實に我が御祖先のおのこしになつた御訓であつて、皇祖皇宗の子孫たる者及び臣民たる者が共々にしたがひ守るべきところである。この道は古今を貫ぬいて永久に間違がなく、又我が國はもとより外国でとり用ひても正しい道である。朕は汝臣民と一緒にこの道を大切に守つて、皆この道を体得実践することを切に望む。

教育勅語の下線の部分の原文「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」

憲法第九条【戦争放棄、軍備及び交戦権の否認】（安倍内閣は明確に違反しています）

1 日本国は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。